

天理市立南保育所一時保育サービスご案内

1. 事業の目的 一時保育事業は、保護者のパート就労等で週に1～3日だけ断続的に働いたり、あるいは病気やケガで入院したり、育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するため、家庭で保育が困難になった6ヵ月以上小学校就学の始期に達するまでのお子さんをお預かりするサービスです。
2. 利用できる方 (1) 保護者のパートタイム就労等で、平均週3日程度断続的に家庭での保育が困難となる6ヵ月以上就学の始期に達するまでのお子さん。
(2) 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難となる6ヵ月以上就学始期に達するまでのお子さん。
(3) 保護者の育児に伴う保育疲れを解消するため、一時保育が必要となる6ヵ月以上就学始期に達するまでのお子さん。
3. 利用できる保育所
天理市立南保育所
天理市勾田町9番地 TEL 62-4786
FAX 62-1927
4. 保育時間 原則 月曜日～金曜日 午前8:30～午後4:30
土曜日 午前8:30～午後0:30
日曜日、祝日、保育所行事等で利用できない日もありますので、保育所へ確かめてください。
5. 利用人数 1日の利用人数は8人程度です。
※利用人数には制限がありますので、一時お待ちいただく場合、あるいは、お断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

6. 利用方法
- (1) 一時保育利用申込書及び健康状況表を、市役所児童福祉課・南保育所に用意してありますので、必要事項を記入のうえ、保育所に提出してください。
 - (2) 一時保育利用申込書を提出時に、利用する理由により必要な場合は証明書類を提出していただくこともあります。

7. 利用申込書提出期限

原則として、利用したい日の10日前まで、ただし、緊急的な理由による場合は利用したい日の前日まで。

※また利用の必要がなくなった場合、お子さんの体調が悪い場合は、分かり次第お知らせください。当日であれば、9時までに連絡してください。

8. 利用料金等

この保育サービスを受けられる保護者の方は、次の利用料金を登所時に南保育所職員室に納付してください。

※区分は、4月1日現在の年齢で確認してください。

※料金は、おつりの無いようにお願いします。

※ただし、生活保護を受けている世帯の方の利用料金は免除されます。(申請が必要です。)

区 分	3 歳 未 満 児	3 歳 以 上 児
4 時間以上	1,800 円 (おやつ・給食)	1,200 円 (おやつ・給食)
4 時間未満 給食あり	1,100 円 (おやつ・給食)	800 円 (おやつ・給食)
4 時間未満 給食なし	900 円 (おやつ)	600 円 (おやつ)